

発行日:平成18年7月13日発行和光市越後山土地区画整理組合

住 所: 和光市南1-20-34 TEL: 048-462-2611 FAX: 048-450-1545

理事長挨拶



和光市越後山土地区画整理組合理 事 長 神 杉 一 彦

暑中お見舞い申し上げます。

夏本番を迎えようとしていますが、皆様におかれましては如何お過ごしで しょうか。 また、日ごろから、事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお 礼を申し上げます。

過日の総代会で、17年度決算が無事承認されましたのでご報告いたします。本年度は、皆さんが1日も早く新しい土地を利用できるように、役職員一同努力してまいります。引続き、皆様の変らぬご協力をお願いいたしますとともに、ご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

第3回総代会が開催されました

去る、6月24日午前10時より、組合事務所会議室にて第3回総代会が開催されました。総代定数13名のうち、11名の出席にて、下記の議案が採決されました。

議案第8号

平成17年度和光市越後山土地区画整理組合収入支出決算書について

《註 田》

平成17年度決算

決算収入額 133,805,060円 決算支出額 126,070,013円

差引7,735,047円(平成18年度へ繰越)

総代会においては、6月11日に行われた監査の状況を富澤代表監事より財産目録、事業報告、金銭の収支はいずれも適法かつ適正である旨の報告がありました。また、監査に先立ち、6月1・2・8日の3日間にわたり、上野顧問税理士に、金銭の収支について確認を行っていただきました。収入、支出の内訳は下表のとおりです。

収入内訳 (単位:円)

| 款 | 予算額 | 決算額 | 差異 |
|------------|-------------|-------------|--------|
| 1 . 補助金 | 47,000,000 | 47,000,000 | 0 |
| 2 . 保留地処分金 | 0 | 0 | 0 |
| 3 . 借入金 | 86,000,000 | 86,000,000 | 0 |
| 4. 雑収入 | 795,060 | 805,060 | 10,000 |
| 5 . 繰越金 | 0 | 0 | 0 |
| 収入合計 | 133,795,060 | 133,805,060 | 10,000 |

| 支出内訳 | | | (単位:円) |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 款 | 予算額 | 決算額 | 差異 |
| 1.工事費 | 17,844,875 | 17,844,875 | 0 |
| 2 . 補償費 | 0 | 0 | 0 |
| 3 . 委託費 | 98,989,150 | 98,681,500 | 307,650 |
| 4 . 会議費 | 50,000 | 35,095 | 14,905 |
| 5 . 事務所費 | 9,576,324 | 9,237,314 | 339,010 |
| 6 . 借入金利子 | 280,000 | 271,229 | 8,771 |
| 7 . 予備費 | 7,054,711 | 0 | 7,054,711 |
| 支出合計 | 133,795,060 | 126,070,013 | 7,725,047 |

議案第9号

平成18年度和光市越後山土地区画整理組合収入支出補正予算(第1号)

《説 明》

17年度の決算に伴い繰越額が決定したので、収入支出をそれぞれ、当初 予算より738,047円を増額補正しました。

予算総額、503,740,047円となります。

補正内容は以下の通りです。

収入の前年度繰越金を増額しました。

支出の予備費を増額しました。

委託費の一部を勘定科目の変更に伴い減額し

事務所費の委託料を増額しました。



顧問税理士の紹介

組合では、経理業務が適正に行われているか、第3者的立場で監視していただくために税理士さんと顧問契約を結んでいます。また、事業の進捗に伴い発生する、皆さんと組合との金銭の収受についても税務相談をしていただく予定です。

プロフィール

氏 名:上野光男(うえのみつお)

職 業:税理士

住 所:埼玉県朝霞市北原2-2-15(朝霞市在住28年)

生年月日:昭和21年9月10日

出 身 地:栃木県上三川町

所属団体:関東信越税理士会 朝霞支部

昭和52年 税理士試験合格(31歳) 昭和53年 上野光男税理士事務所

組合よりお願い

(1)測量作業にご協力下さい

今年度仮換地指定へ向け、測量作業を行っています。 組合発注の測量作業については,組合発行の身分証明書 を携帯しています。今後、皆様の土地への立ち入りや立会 いをお願いすることがございますので、ご協力下さい。



(2)開発や建築はちょっと待ってください!

土地区画整理法第76条【建築行為等の制限】

組合では、組合設立以降、一日でも早く皆さんが新しいまちで土地利用できるように、事業を進めています。そのためには皆さんに、お願いがあります。 それは、皆さんの土地での開発や建築、切土盛土による造成工事を、仮換地



が指定され、皆さんの仮換地が決まるまで、少しの時間待ってほしいのです。移転などの工事が多くなると、事業が遅れたり、事業費が増大し、結局皆さんの負担(減歩)が計画より増えてしまう恐れがあるからです。